

要 望 書

平成 2 5 年 2 月

沖 縄 県

知基第989号
平成25年2月16日

外務大臣
岸田文雄 殿

沖縄県知事
仲井眞弘多

要 望 書

次のとおり要望しますので、特段の御配慮をお願いいたします。

目 次

1	オスプレイの配備計画見直しについて	1
2	普天間飛行場の県外移設及び危険性の除去について	2
3	在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について	3
4	日米地位協定の抜本的な見直しについて	5
5	米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について	7
6	米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について	9
7	嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について	10
8	ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について	12
9	沖縄県における国際観光の振興について	14
10	尖閣諸島をめぐる諸問題について	15

1 オスプレイの配備計画見直しについて

要 望

オスプレイの配備計画の見直しを行うこと。

説 明

オスプレイの運用については、去る9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けること等を内容とした日米合意事項が公表されております。

しかし、県と市町村が連携して確認したところ、これらの合意事項から外れる事例が数多く認められております。

このため、オスプレイの飛行経路や夜間飛行の実態調査及び環境レビューと運用の検証を行い、政府の責任で説明すべきであると考えております。

オスプレイについては、今後、運用の活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、政府におかれては、配備計画の見直しと、配置分散の実施などの措置をとっていただくよう、強く求めます。

2 普天間飛行場の県外移設及び危険性の除去について

要 望

- (1) 日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- (2) 移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急な対策を講じること。

説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

日米両政府は、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した」とのことです。

県は、これまで、日米両政府に対し、「地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と、機会ある毎に申し上げてきたにも拘わらず、このような認識が示されたことは、誠に遺憾であります。

県としては、政府において、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の一日も早い県外移設及び返還の実現に向け、真摯に取り組む必要があると考えております。

また、この問題の原点である、現在の普天間飛行場の危険性について、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図るため、米側と交渉するなどの取り組みが必要であります。

3 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 望

- (1) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、地元の意向を最大限踏まえ、実現可能なものから、一つ一つ確実に実行すること。
- (2) 駐留軍従業員の雇用の確保について、きめ細かな対応を行うこと。

説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

沖縄県としては、海兵隊の訓練を県外へ移転することを含めて、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、将来の沖縄の米軍基地のあり方や沖縄の振興発展を大きく左右するものであると考えております。

一方、普天間飛行場の移設については、平成21年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であります。

つきましては、同飛行場の県外移設に取り組むとともに、在沖米海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、地元の意向を踏まえた上で、実現可能なものから、一つ一つ確実に実施していただく必要があります。

今後、沖縄に残る施設・区域の統合計画をまとめるに当たっては、地元の意向を最大限に踏まえて頂きたいと考えております。

なお、グアムにおける施設及びインフラ整備経費として、日本政府は60.9億ドル（約5千億円）を負担することになっており、普天間飛

行場移設問題の進展に関わらず、グアムの施設整備の進捗等に応じて、在沖海兵隊の移転を、速やかに開始する必要があると考えております。

また、駐留軍従業員の雇用の確保についても、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の創設も含めきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

4 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より11項目の見直し要請を行っているところです。

一方、日米両政府においては、「米側の好意的考慮による起訴前の身柄引き渡し」や「合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」等の日米合同委員会合意による運用改善によって対応してきております。

しかしながら、平成14年11月に発生した在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件においては、日米合同委員会において米側へ被疑者の起訴前の拘禁移転を要請しましたが、米側は明確な理由を示さないまま、被疑者の起訴前の引き渡しを拒否しております。

また、平成20年10月に名護市で発生した、小型航空機墜落事故の際、施設・区域外での事故にもかかわらず、小型航空機が米軍財産であることから、日本国当局による差押え要請等に対し、米側の同意が得られないなど、沖縄県民の生命、生活及び財産を守る上で、日米地位協定のあり方に強い疑念を抱かせるものであります。

このように、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となっている日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、沖縄県民の権利と財産を守るためにも、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。

加えて、公務執行中の米軍人・軍属の作為又は不作為から生ずる罪については、原則我が国が裁判権を行使することができず、「公務中」の範囲については厳格に適用する必要があることから、政府は、個別の事案ごとに「公務中」とした理由等について公表するとともに、米側司法手続による処分結果、司法手続きの形式及びその審理過程を被

害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みを構築する必要があります。

5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説 明

これまで沖縄県では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところがあります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成24年12月末現在で5,801件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が570件（民間人殺害事件12件を含む）発生しております。

平成24年8月には、海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が、10月には、海軍兵2名による集団強姦致傷事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えました。これらの事件は、女性が被害者となるなど、卑劣極まりなく、女性の人権を著しく踏みにじるものであり、県民は、大きな不安と怒りを抱いております。

昨年、相次ぐ米軍人による事件を受け、再発防止策が発表されておりますが、依然として事件が発生しております。

去る13日には、在日米軍の新たな勤務時間外行動の指針が施行されており、米軍においては、今回の新たな勤務時間外行動の指針の実効性を確保し、事件・事故が皆無となるよう、より一層の綱紀肅正及び隊員教育の徹底に努め、再発防止に万全を期していただきたいと考えております。

また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

さらに、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表なども再発防止策の実効性を確保するためにも必要であります。

6 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 望

- (1) 訓練・演習の具体的な内容についての事前公表や、事故調査結果を速やかに公開すること。
- (2) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。

説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故やF-15戦闘機の空中接触事故、平成18年のホテル・ホテル訓練区域でのF-15戦闘機墜落事故、平成20年の名護市での嘉手納エアクラブ所属の小型飛行機墜落事故などを含め、復帰後540件（うち43件が墜落事故）が発生しております（平成24年12月末現在）。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等による山林・原野火災（復帰後、平成24年12月末までに543件発生）や、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成23年1月・伊江島）などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、また、事故発生後の事故調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、演習・訓練の具体的な内容の事前公表及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止の措置を継続的に実施していただく必要があります。

7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- (2) 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。
- (3) 住宅地上空の飛行を回避するための対応策を講じること。
- (4) 住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、騒音対策の強化・拡充を図ること。

説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているため、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であり、また、平成23年4月には、約2万2千名の住民を原告とする第三次嘉手納基地爆音差し止め訴訟が提訴されております。

このため、現在実施されている訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じ

ていただく必要があります。

普天間飛行場では、オスプレイやヘリコプターが住宅地上空を旋回し、騒音の発生が恒常化しており、さらにFA-18戦闘攻撃機等の飛来や航空機の離発着が頻繁に行われております。

また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等の上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、「航空機騒音規制措置」を厳格に運用していただく必要があります。

さらに、最近は両飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されており、近年住民からの苦情も増加傾向にあることから、住宅地上空の飛行を回避する対策を講じる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなってきております。

また、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅も多く存在することから、対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象とするなど、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

8 ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要 望

ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

説 明

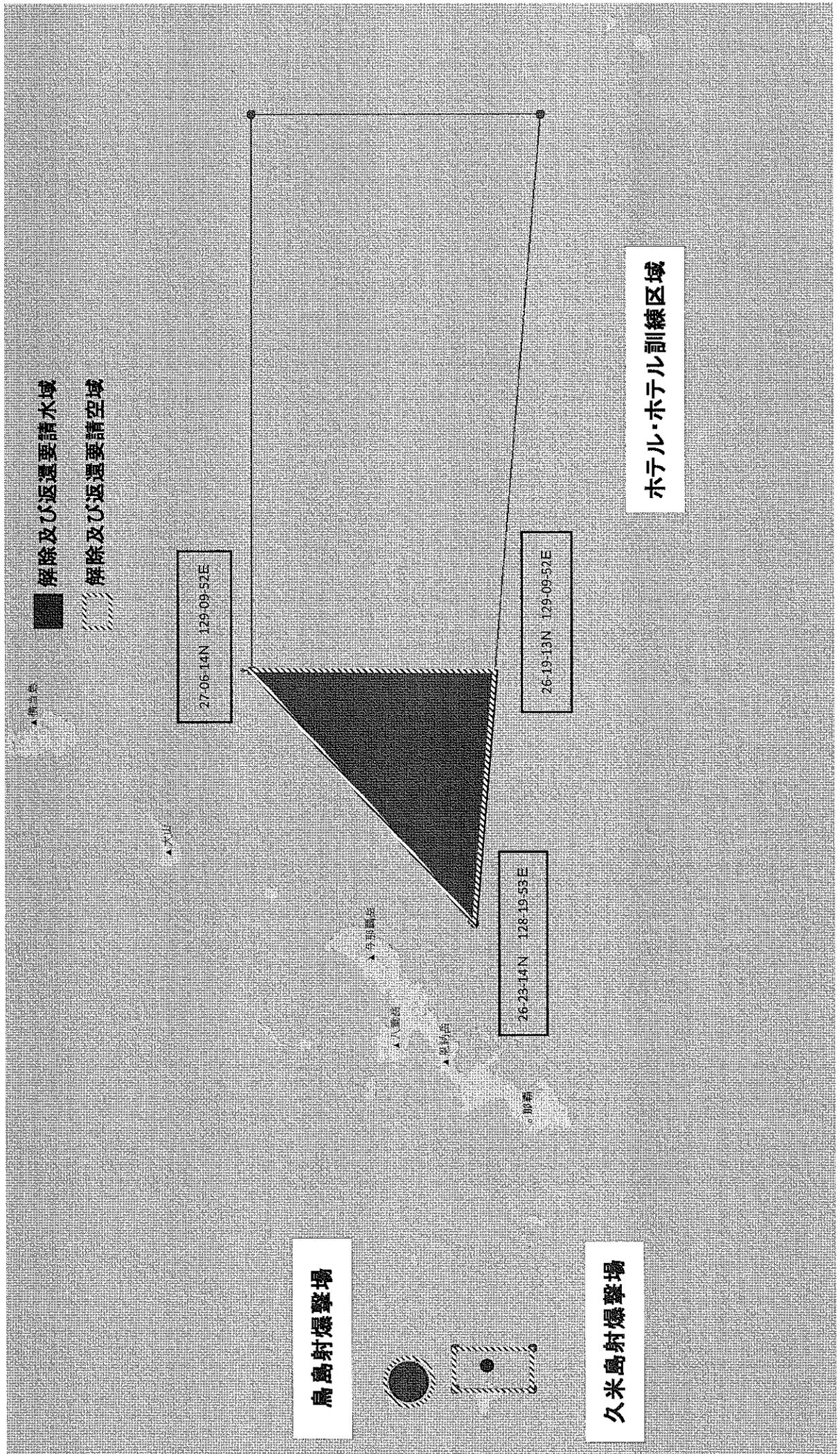
ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオ・マグロ漁やソデイカの好漁場であります。また、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域は、パヤオ漁が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還により、県民の生活と安全を確保し、県土の均衡ある発展を図る必要があります。

訓練区域図面(一部抜粋)



9 沖縄県における国際観光の振興について

要 望

- (1) 国際交流の拠点形成において重要な各種国際会議の沖縄開催を推進すること。
- (2) 外国人観光客に対する査証発給要件のなお一層の緩和を図るとともに、発給手続の簡素化を図ること。

説 明

沖縄県では、将来の外国人観光客数200万人を目標に、国際観光の振興を推進しております。

国際会議の開催については、沖縄の魅力を国内外に発信する絶好の機会との認識で、積極的に誘致しているところであります、

今後もG8サミット、日中韓サミット、太平洋・島サミットなどの日本開催が予定されており、これらの様な国際会議の沖縄開催は、「沖縄21世紀ビジョン」で将来像の一つとして掲げた「世界に開かれた交流と共生の島」の実現を、大きく推進するものと認識しております。

あわせて、沖縄県が今年、開催を計画している日本・ASEAN観光交流会議は、政府が日・ASEAN友好協力40周年として各種記念行事を予定している中、民間を中心とした交流拡大に貢献するものであり、その開催にあたっては政府との連携が重要と考えております。

査証制度については、国際観光の振興に大きな影響力を有しており、中国やタイ、マレーシア等を対象に導入された数次査証制度は、その効果が大いに期待されております。

しかしながら、現状制度では査証発給対象者が一定要件を満たす層に限定されることから、効果を高める上では、発給要件のなお一層の緩和を行うとともに、同制度の適用国の拡大を図る必要があります。

特に、平成23年7月に沖縄滞在を要件として新たに創設された中国人個人観光数次査証制度については、平成24年の沖縄における中国人観光客数を対前年比で110%増まで拡大するなど、大きな効果をあげておりますが、中国人観光客や旅行会社より、査証発給手続の煩雑さが指摘されており、なお一層の手続きの簡素化が求められております。

10 尖閣諸島をめぐる諸問題について

要 望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 冷静かつ平和的な外交によって、中国、台湾との関係改善を図ること。
- (3) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域において、漁業者が安全に操業できるよう、外国漁船に対する取締り強化について、抜本的な措置を講ずること。

説 明

昨年日本政府による尖閣諸島国有化以降、台湾の漁船、巡視船が領海に侵入、中国の海洋監視船が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。また、昨年12月には中国の航空機が初めて尖閣諸島の領空に侵入、本年1月には中国海軍の艦船が我が国の海上自衛艦にレーダー照射を行うなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっております。

中国、台湾との関係悪化は、平和交流をめざす県民に不安を与えるものであり、平穏かつ安定的に尖閣諸島を維持管理していただく必要があります。

また、政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域をめぐる状況も踏まえ、同諸島周辺の排他的経済水域における漁業秩序を回復し、漁業者が安心して操業できるよう、外国漁船の取締り強化について、抜本的な措置を講じていただく必要があります。